

◎映画の盗撮の防止に関する法律

(平成一九年五月三〇日法律第六五号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年五月一〇日・衆議院本会議)

○上田勇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

現在、映画の盗撮によって作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生しております。

このような現状にかんがみ、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定め、もって映画文化の振興及び映画産業の健全な発展への寄与を図る観点から、このたび、映画の盗撮の防止に関する法律案を提案した次第であります。

次に、本案の要旨を御説明申し上げます。

本案は、映画の盗撮の定義及び映画産業の関係事業者等の盗撮防止措置についての努力義務を定め、その上で、映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の私的使用目的による複製を認める規定を適用しないこととしております。

なお、この措置については、日本国内における最初の有料上映後八月を経過した映画については適用しないこととしております。

以上が、本案の提案の趣旨及びその概要であります。

本案は、昨日経済産業委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、映画の盗撮の防止に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議 (平成一九年五月九日)

政府は、映画文化の振興及び映画産業の健全な発展が将来に向けての我が国文化の振興に不可欠であることにかんがみ、映画の盗撮の防止に関する法律の施行に当たり、次の諸点について留意すべきである。

一 文化的所産である著作物の公正で円滑な利用がみだりに妨げられることのないよう努めること及び利用者の表現の自由の確保とのバランスに配慮することが重要であることにかんがみ、本法の措置はあくまで特例であって私的使用の複製を認める著作権法第三十条の規定が過度に制限されることのないよう運用面でも十全を期すること。

二 世界トップクラスのコンテンツ大国の実現に向けて、我が国の重要な文化的・知的資産でもある映画産業の一層の振興に官民挙げて取り組むこと。そのため、関係省庁等は、互いに密接に連携を図りつつ、効果的かつ効率的な支援を行うこと。

右決議する。

二、参議院経済産業委員長報告 (平成一九年五月二三日)

○伊達忠一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御

報告申し上げます。

本法律案は、衆議院経済産業委員会の提出によるもので、映画を盗撮した海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生しているため、映画の盗撮を防止する措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、上田衆議院経済産業委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。